

財務諸表

■ 貸借対照表 (資産の部)

(単位:百万円)

科 目	2018年度 (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
現 金	7,190	7,218
預 け 金	135,672	172,636
買入金銭債権	343	499
金銭の信託	-	-
有価証券	72,436	70,995
国 債	14,792	23,602
地 方 債	23,242	12,511
社 債	31,185	22,578
株 式	799	720
その他の証券	2,414	11,582
貸 出 金	341,727	316,926
割引手形	1,528	855
手形貸付	25,226	13,134
証書貸付	278,288	268,586
当座貸越	36,684	34,349
その他資産	2,462	2,369
未決済為替貸	153	100
信金中金出資金	1,786	1,786
前払費用	10	8
未収収益	412	358
その他の資産	100	115
有形固定資産	9,315	7,932
建 物	2,210	3,397
土 地	4,813	3,775
リース資産	-	-
建設仮勘定	1,959	105
その他の有形固定資産	332	654
無形固定資産	158	175
ソフトウェア	68	84
その他の無形固定資産	89	90
繰延税金資産	284	1,104
債務保証見返	2,528	3,854
貸倒引当金	△ 4,080	△ 5,345
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,659)	(△ 3,112)
資産の部合計	568,039	578,368

(注) 1. 動産、不動産の減価償却累計額
2018年度5,553百万円 2019年度4,329百万円
2. 有形固定資産の圧縮記帳額 3百万円
3. 「貸倒引当金」は、資産の部の最後に対象資産から一括控除する方法により表示しております。

■ 貸借対照表 (負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	2018年度 (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
預 金 積 金	527,605	538,041
当 座 預 金	19,231	18,703
普 通 預 金	202,997	204,409
貯 蓄 預 金	1,336	1,284
通 知 預 金	8,460	19,002
定 期 預 金	262,263	262,770
定 期 積 金	31,379	28,411
その他の預金	1,935	3,460
譲 渡 性 預 金	-	-
借 用 金	13,000	12,800
借 入 金	13,000	12,800
その他負債	1,451	1,436
未決済為替借	262	164
未払費用	219	271
給付補填備金	77	59
未払法人税等	504	646
前受収益	120	106
払戻未済金	8	10
リース債務	-	-
資産除去債務	124	26
その他の負債	134	151
賞与引当金	105	101
役員賞与引当金	8	8
退職給付引当金	76	49
役員退職慰労引当金	123	143
睡眠預金払戻損失引当金	17	13
偶発損失引当金	88	81
繰延税金負債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	484	218
債務保証	2,528	3,854
負債の部合計	545,491	556,749
会員勘定合計	20,991	21,941
出 資 金	2,726	2,717
普 通 出 資 金	2,726	2,717
利 益 剰 余 金	18,312	19,259
利 益 準 備 金	2,721	2,726
その他利益剰余金	15,590	16,533
特別積立金	14,255	13,555
(記念行事積立金)	(431)	(431)
(経営基盤強化積立金)	(1,300)	(1,500)
(顧客利便性向上等積立金)	(1,500)	(1,600)
(本店整備積立金)	(1,000)	(-)
当期末処分剰余金	1,335	2,978
処分未済持分	△ 47	△ 35
評価・換算差額等合計	1,556	△ 322
その他有価証券評価差額金	488	△ 708
土地再評価差額金	1,068	386
純資産の部合計	22,548	21,619
負債及び純資産の部合計	568,039	578,368

注記事項

貸借対照表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価法を主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～50年
その他 3年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 当金庫の貸倒引当金は、理事会の承認を得ている「償却・引当事務取扱規程」に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び重要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出してしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
なお、金額が一定額以上の特異なリスク特性を有する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、当該債権の特性を踏まえ、回収の危険性に応じて債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
また、破綻懸念先債権に相当する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる一定の金額以上の債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、営業店および関係部署の協力の下に営業部店サポート室（資産査定部署）が資産査定を統括しております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により投分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型立派厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）
①年金資産の額 1,650,650百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,782,453百万円
差引額 ①－② △131,803百万円
(2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成31年3月分） 0.2643%
〔注〕掛金拠出割合の端数は小数点以下第5位を四捨五入しております。
(3)補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円及び別途積立金48,949百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てる特別掛金49百万円を費用処理しております。なお、過去勤務債務の償却期間は、平成28年4月からの特別掛金全体の予定償却期間を記載しております。
また、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠負債払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の支払見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 346百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 4,329百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 3百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,161百万円、延滞債権額は8,333百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありせん。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は308百万円であり、
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,802百万円であり、
なお、17から20に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は855百万円であり、
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 13,000 百万円
有価証券 406 百万円
その他資産 0 百万円
担保資産に対応する債務
預金積金 1,706 百万円
借入金 12,800 百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金46,000百万円を差し入れております。
23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年5月2日法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国府庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出してしております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 506百万円
24. 出資1口当たりの純資産額 403円07銭
25. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。なお、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、対象残高が僅少のため、特段のリスク回避策はとっておりません。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、理事会において決定された「信用リスク管理方針」に基づき、信用リスクに関する具体的な管理方法を定めた「信用リスク管理規程」や「融資事務取扱規程」等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店のほかお客さま支援部により行われ、与信管理の状況については、営業部店サポート部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。なお、総体的な信用リスクの管理状況については、定期的なリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理し、理事会において決定された「市場リスク管理方針」に基づき、市場リスクに関する具体的な管理方法を定めた「市場リスク管理規程」や「余剰資金運用基準」等に従い、日常的に経営企画部において金融資産及び負債の全てや期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。なお、総体的な金利リスクの管理状況については、定期的なリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
(ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された「市場リスク管理方針」に基づき、市場リスクに関する具体的な管理方法を定めた「市場リスク管理規程」に依り行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。当金庫で保有している株式は、純投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。また、総体的な価格変動リスクの管理状況については、定期的なリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
(iv)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実に係る金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨及び金利リスクを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ当期に適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい、日本円金利の場合、1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は10,826百万円減少するものと把握しております。ただし、当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、理事会において決定された「流動性リスク管理方針」に基づき、流動性リスクに関する具体的な管理方法を定めた「流動性リスク管理規程」や「余剰資金運用基準」に依り、日常的に経営企画部において資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス等をモニタリング・調整することにより流動性リスクを管理しております。

なお、総合的な流動性リスクの管理状況については、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項
令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております(償還・返済予定額については(注3)、(注4)参照)。

(単位:百万円)

残高および時価情報	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	172,636	172,946	310
(2)買入金銭債権	499	502	2
(3)有価証券	70,811	70,969	158
満期保有目的の債券	9,776	9,934	158
その他の有価証券	61,034	61,034	—
(4)貸出金(*1)	311,603	316,438	4,835
(引当金控除前)	(316,926)		
貸倒引当金(*2)	△5,323		
全 融 資 産 計	555,550	560,856	5,305
(1)預金積金(*1)	538,041	538,253	212
(2)借入金(*1)	12,800	12,849	49
全 融 負 債 計	550,841	551,103	261

(*)1 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*)2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づき区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の(i)~(ii)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
(i)破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

(ii)(i)以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

(ii)(i)以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づき区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(2)借入金

固定金利によるもので、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	47
組合出資金(*2)	137
合 計	184

(*)1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)2 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	77,000	47,000	225	—
買入金銭債権	87	294	117	—
有価証券	1,422	2,842	17,553	36,667
満期保有目的の債券	—	—	—	9,467
その他の有価証券のうち満期があるもの	1,422	2,842	17,553	27,200
貸出金(*2)	42,581	89,799	72,832	71,297
合 計	121,091	139,937	90,727	107,964

(*)1 預け金のうち要求払預金は含めておりません。

(*)2 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*3)	264,876	23,175	0	232
借入金	10,200	800	1,000	800
合 計	275,076	23,975	1,000	1,032

(*)3 預金積金のうち、要求払預金、期流れ分等、期間の定めがないものは含めておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的有価証券 該当ありません

(2)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	2,910	3,070	159
	社 債	3,156	3,271	114
	そ の 他	—	—	—
	小 計	6,067	6,342	274
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	3,709	3,592	△116
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	小 計	3,709	3,592	△116
合 計		9,776	9,934	158

(3)その他の有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	234	231	2
	債 券	12,179	12,124	54
	国 債	2,500	2,486	13
	地 方 債	1,725	1,712	13
	社 債	7,953	7,925	27
	そ の 他	718	665	52
小 計	13,132	13,022	109	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	439	709	△270
	債 券	36,736	37,121	△384
	国 債	21,102	21,363	△260
	地 方 債	4,165	4,207	△41
	社 債	11,467	11,550	△82
	そ の 他	10,727	11,165	△438
小 計	47,902	48,996	△1,093	
合 計		61,034	62,018	△983

28. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません

29. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	821	17	144
債 券	70,380	597	11
国 債	42,359	177	11
地 方 債	17,918	252	—
社 債	10,102	166	—
そ の 他	15,245	189	39
合 計	86,447	804	194

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、67,691百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが30,129百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(1年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	金額
貸倒引当金	1,166百万円
退職給付引当金	13
固定資産減損処理額	24
未取利息不計上額	46
役員退職慰労引当金	40
減価償却額	25
有価証券評価差損	275
その他	139
繰延税金資産小計	1,732
評価性引当額	△624
繰延税金資産合計	1,107
繰延税金負債	
資産除去債務	3
繰延税金負債合計	3
繰延税金資産(負債)の純額	1,104百万円

財務諸表

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日)	2019年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日)
経常収益	7,715	6,948
資金運用収益	5,859	5,570
貸出金利息	5,198	4,832
預け金利息	182	194
有価証券利息配当金	433	497
その他の受入利息	44	46
役務取引等収益	692	692
受入為替手数料	450	433
その他の役務収益	242	259
その他業務収益	1,109	639
外国為替売買益	1	-
国債等債券売却益	1,107	639
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	53	45
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	0	-
株式等売却益	-	17
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	53	27
経常費用	6,740	7,773
資金調達費用	134	136
預金利息	99	102
給付補填備金繰入額	33	25
譲渡性預金利息	-	-
借入金利息	1	7
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	500	562
支払為替手数料	130	129
その他の役務費用	369	433
その他業務費用	14	52
外国為替売買損	-	0
国債等債券売却損	-	11
国債等債券償還損	13	39
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	0	2
経費	4,227	4,378
人件費	2,203	1,994
物件費	1,909	2,179
税金	114	204
その他経常費用	1,863	2,642
貸倒引当金繰入額	1,707	2,406
(うち個別貸倒引当金繰入額)	(1,395)	(1,594)
貸出金償却	13	8
株式等売却損	-	144
株式等償却	1	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	141	83
経常利益	974	△ 825
特別利益	42	1,265
固定資産処分益	42	1,265
その他の特別利益	-	-
特別損失	0	29
固定資産処分損	0	29
減損損失	-	-
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	1,016	410
法人税、住民税及び事業税	526	711
法人税等調整額	△ 159	△ 620
当期純利益	649	318
繰越金(当期末残高)	686	977
本店整備積立金取崩額	-	1,000
土地再評価差額金取崩額	-	682
当期末処分剰余金	1,335	2,978

■ 損益計算書の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 5円89銭
- 「その他の経常費用」には、信用保証協会の責任共有制度に係る負担金 80,765千円を含んでおります。
- 「固定資産処分益」には、中央支店本部ビル売却益1,132百万円及び大崎市古川西地区再開発事業に伴う古川支店売却益132百万円を含んでおります。

■ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度	2019年度
当期末処分剰余金	1,335	2,978
繰越金(当期首残高)	686	977
当期純利益	649	318
本店整備積立金取崩額	-	1,000
土地再評価差額金取崩額	-	682
計	1,335	2,978
剰余金処分額	358	2,053
利益準備金	5	-
普通出資に対する配当金	53	53
特別積立金	300	2,000
(うち本店整備積立金)	-	-
(うち顧客利便性向上等積立金)	100	100
(うち経営基盤強化積立金)	200	200
繰越金(当期末残高)	977	924

剰余金処分

当期純利益318百万円と繰越金(当期首残高)977百万円、本店整備積立金取崩額1,000百万円、土地再評価差額金取崩額682百万円の合計2,978百万円を次のように処分しました。

- 出資に対する配当金53百万円(配当率2%)。(普通配当2%)
 - 特別積立金2,000百万円
- その結果、繰越金(当期末残高)は924百万円となっております。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性を確認しております。

2020年6月11日
杜の都信用金庫
理事長 星 倫市